

令和元年第3回八千代町議会定例会会議録（第4号）

令和元年9月12日（木曜日）午前9時03分開議

本日の出席議員

| 議長（6番） | 上野 政男君 | 副議長（3番） | 大里 岳史君 |
|--------|--------|---------|--------|
| 1番 | 増田 光利君 | 5番 | 大久保弘子君 |
| 7番 | 中山 勝三君 | 8番 | 生井 和巳君 |
| 9番 | 大久保 武君 | 11番 | 小島 由久君 |
| 12番 | 宮本 直志君 | 13番 | 大久保敏夫君 |
| 14番 | 湯本 直君 | | |

本日の欠席議員

4番 廣瀬 賢一君

説明のため出席をしたる者

| | | | |
|----------------------------|--------|--------------------------|--------|
| 町 長 | 谷中 聰君 | 副 町 長 | 古宇田信一君 |
| 教 育 長 | 赤松 治君 | 会 計 管 理 者 | 塚原 渥君 |
| 秘 書 公 室 長 | 青木 喜栄君 | 総 務 部 長 | 生井 俊一君 |
| 企画財政部長 | 中村 弘君 | 保健福祉部長 | 塚原 勝美君 |
| 産業建設部長 兼 都 市 建 設 課 長 | 木村 和則君 | 総 務 課 長 | 生井 好雄君 |
| 消防交通課長 | 宮本 克典君 | 税 務 課 長 | 鈴木 衛君 |
| 戸籍住民課長 | 青木 一樹君 | まちづくり 推 進 課 長 | 馬場 俊明君 |
| 財 務 課 長 | 大里 斉君 | 福 祉 課 長 | 川村 俊之君 |
| 産業振興課長 | 飯岡 勝利君 | 環 境 対 策 課 長 | 宮本 正巳君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 宮本 正美君 | 教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 | 青木 和男君 |
| 給食センター 所 長 | 岩坂 信幸君 | 総 務 課 補 佐 | 中川 貴志君 |
| 財務課長補佐 | 倉持 浩幸君 | | |

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 主査兼係長 鈴木 佳奈
係 長 山中 昌之

議長（上野政男君） 引き続きご参集をくださいまして、まことにありがとうございます。
す。

ただいまの出席議員数は11名であります。よって、定足数に達しておりますので、
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第4号）

令和元年9月12日（木）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨
害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申
し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮
影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意を申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いをいたします。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしますので、ご
了承願います。

ここで、脱衣を許可いたします。

日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

昨日の会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、5番、大久保弘子議員の質問を許します。

5番、大久保弘子議員。

(5番 大久保弘子君登壇)

5番(大久保弘子君) ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、私は大きく4項目にわたって質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、子どもの保育料の無償化についてです。幼児教育・保育の無償化が10月から実施予定となっています。幼児教育・保育の無償化については、幾つかの問題点があります。1つは、消費税10%への増税を前提としていることです。そして、半年間だけ国が全額負担。来年4月からは、国2分の1、県4分の1、市町村で4分の1負担となります。しかも、公立保育所や公立幼稚園に対しては、国の補助がなくなるので、自治体は運営が困難になり、補助のある民営化をせざるを得なくなり、大きな問題となっております。当町の場合、副食材料費国基準月額4,500円が公的給付から外され、保育施設が実費徴収することになります。保育料が免除されていた生活保護世帯や、3人目のお子さんに加えて年収360万円以下の世帯についても副食材料費が新たに免除されることになりました。ただ、負担増にならないのは国基準を前提に考えた場合であり、多くの自治体で国基準に独自の財源を上乗せして、実際に保護者から徴収する保育料の徴収基準を低く抑えているので、低所得世帯を中心に負担増になる可能性があります。また、ゼロ歳から2歳児については、免除の範囲を拡大するものの、保育料は基本的に据え置きとされました。

そこで、1つ目に、10月からの保育料の無償化に伴って、これまで保育料の軽減措置として行っていた自治体独自の財源はどのくらいになるのか。それを活用して、副食材料費の減免の拡充を図るべきではないか。副食材料費の減免には幾らぐらい必要なのか、お伺いいたします。

また、2番目に、ゼロ歳から2歳児の保育料無償化については、低所得、非課税世帯等に限定されているため、これまで無償だった低所得非課税世帯などは給食費を新たに負担することになります。町長の公約でもありますゼロ歳から2歳児の給食費も含めた保育料の無償化を求めるものですが、執行部及び町長の見解を求めます。

大きく2番目に、学校給食センターの運営についてお伺いいたします。学校給食センターについては、この間さまざま議論がありましたが、結果的には6月議会で民間業

務委託が取りやめになり、これまでどおり直営で運営していくことになりました。民間業務委託の流れの中で、そのことに対するメリット、デメリット等調査の結果、デメリットのほうが多いということがわかり、私は予算の段階で反対いたしました。今後、直営を継続していくことになり、高く評価をしております。9月から新センターでの供用開始となり、子どもたちの食教育など期待されます。

そこで、1つ目に、給食センターの経費については、6月議会においてほかの議員さんからも発言がありました。建設当初から旧施設に比べ大きく増加することは当然想定内のことと思います。およそどのくらい増額になるのか、お聞きいたします。

2つ目に、食材の地場産物の拡充をということでお伺いをいたします。学校給食は、食の体験を通じて子どもたちに生きる力の原点を学ばせる教育の一環であることが、学校給食法にうたわれております。多くの人がつくってくれた農産物や畜産物の命をいただいているのだと。それによって自分の命が育まれるのだと。命の大切さを学び取っていく場でもあります。何よりも、新鮮、栄養豊富、つくってくれた人がわかる安心、安全、だからおいしい。地域の子どもの心と体を育むためのよい給食。地域の食文化の継承ということまで考えた学校給食の充実を図ることが大事ではないかと思えます。

そこで、現在どのくらい地場産物の活用がされているのかお聞きいたします。

今後、新センターの経費増大に伴って、食材への影響はないのか。また、地場産物の拡充は考えているのか、お聞きいたします。

3つ目に、給食費補助の拡充をということでお伺いいたします。当町では、学校給食費に対して、1人年5,000円の助成をしています。子どもの貧困が問題となっている現在、小学生1人につき、給食費月3,950円、中学生月4,250円の保護者負担となっており、子ども3人の家庭では毎月1万円を超える負担となっております。新センターの経費増大に伴う給食費への影響はないか、お聞きいたします。

県内各地の自治体で子育て支援の一環として、学校給食費の全額助成や半額助成の実施が行われております。当町においても、子育てに係る経済的負担の軽減策が求められております。給食費の助成拡充を図るべきかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、大きな3つ目の質問に移らせていただきます。納税組合維持管理補助金にかわる行政区への補助金をということで質問させていただきます。納税組合維持管理補助金の使い道については、これまで行政区によってさまざまな形態があることを聞いておりましたが、制度の廃止に伴って、これまで活用していた補助金が使えなくなり、今後行

政区運営にも影響が出てくるのではないかと懸念が広がっています。行政区の活性化を目指す意味でも、何らかの形で行政区に対する補助金を確保すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

大きな4つ目の質問に移らせていただきます。町浄水場南側の街区公園の整備について。中央地区区画整理事業が始まって30年以上がたちます。町浄水場南側の公園予定地は、ずっとそのままの状態になっており、現在土地改良区の事務所があります。周辺には樹木を伐採したものや工事後のポールなど、雑然と置かれております。区画整理事業により、多くのところが道路で区切られ、住宅もふえるとともに、交通量もふえ、子どもたちが遊べるスペースがありません。近隣の子どもたちは道路で遊んでいるような状況であります。公園整備は、地域の皆さんのかねてからの願いでもあります。

2016年10月の私の質問に対して執行部からは、市街化が形成されてきているので、街区公園の整備計画の立案をしていきたいという答弁がありました。3年が経過していますが、どう検討され、実施はいつごろになるのか、お聞きをいたします。

以上で質問を終わります。答弁によっては再質問をさせていただきたいと思っております。
議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

大きな1番目で、子どもの保育料無償化について、(1)、10月からの保育料の無償化に伴って不要となる町独自の財源はでございますが、国では少子化対策の一つとして、質の高い幼児教育の機会を保障するため、今年10月以降、3歳児から5歳児までの全ての子ども及びゼロ歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもについて、保育園、幼稚園、認定こども園の保育料を無償化いたします。令和元年8月31日現在で、八千代町において無償化の対象となる園児は、3歳から5歳児が474名、ゼロ歳から2歳児の住民税非課税世帯の園児が11名、合計で485名でございます。

なお、令和元年度の保育園、認定こども園の運営に係る当初予算額は5億6,160万円でございます。このうち、町単独で助成している保育料が4月から9月の半年分で約2,688万円でございます。10月から翌年3月までは国が負担することになっておりますので、町の持ち出しは10月から翌年3月までの半年間で約2,688万円減額されるというような見込みでございます。なお、この国の負担は本年度のみの措置でございます。令和2

年度以降につきましては、国からの正式な通達はまだ来ておりませんが、市町村にも相応の負担があるようでございます。

また、国では、幼児教育無償化に伴う食材料費の取り扱いについて、これまでも実費徴収、または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても実費徴収するという方針ですが、年収360万円未満の世帯及び第3子以降は全て免除するという事で、食材料費の免除対象を拡大することになっております。

次に、(2)、ゼロ歳から2歳児に対する保育料の無償化についてでございますが、国の制度では住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児については保育料が無償化になりますが、ゼロ歳児から2歳児の課税世帯については従来どおり保育料がかかってまいります。この対策として県では、多子世帯保育料軽減事業の拡充ということで、今まで所得640万円未満の世帯しか該当していなかったゼロ歳から2歳児の第3子以降の保育料の無償化について、10月から所得制限を撤廃して、ゼロ歳から2歳児の第3子以降については、所得に関係なく園児全員の保育料が無償になるよう対象者を拡大いたします。なお、補助率は、県2分の1、町2分の1でございます。

なお、先ほどの副食材料費でございますが、概算ではございますが、約3,000万円というような見込みでございます。

今後、町といたしましても、国、県の動向を見ながら、有効的な対策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 青木和男君登壇）

教育次長兼学校教育課長（青木和男君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

初めに、新センターの経費についてでございますが、新センターにおける施設の経費においては、特に大きく変化するものにつきまして、光熱水費、新たに採用しました5名分のパート賃金、そしてさまざまな機器の年間点検料になるかと思っております。新センターの施設経費ということで、あくまでも設計会社の試算ではありますが、光熱水費としまして水道代、電気代、ガス代の合計が年間約1,200万円と試算しております。旧センターにつきましては、年間約720万円となっております。

次に、新たに5名採用し、9名分になりますパート賃金につきましては、年間約1,009万

円と試算しております。旧センターでは4名分ですので、約448万円となっております。

次に、機器の年間点検料の概算でございますが、合計で約365万円と試算しております。旧センターにつきましては、約180万円となっております。

なお、今回のセンターの施設経費につきましては、あくまでも試算でございますが、新センターを数カ月間ほど実際に運用してみないとより正確な数字が出てこないものと考えております。

次に、食材の地場産物の拡充をにつきましてでございますが、現在町では、米、みそ、豆腐、メロン、ハクサイ、キャベツ、ネギ、タマネギ、ホウレンソウ、ニンジン、ナス、カブ、キュウリ等を給食に取り入れております。今月は、八千代町産の米、みそ、野菜を取り入れた献立を予定しております。児童生徒にも献立表や食育だよりを通しまして、八千代町産であることを周知しております。しかしながら、昨年11月に実施されました学校給食における地場産物の活用状況調査におきましては、県平均57.5%に対しまして、八千代町の活用割合は32.3%となっております。ご承知のとおり、八千代町は農産物の巨大産地であります。指名参加の登録業者数が少ないため、入札による競争力の低下や学校給食への食材提供という意識が弱いこと、近隣自治体と比較しても食材の単価が高くなっていることが要因の一つではないかと考えております。

なお、このことにつきましては、新センター稼働に合わせまして、既にセンター内におきましても改善策の検討を進めているところでございます。具体的には、まず食材提供各社に対しまして、町より学校給食の食材提供に関するお願いの通知を予定しております。内容につきましては、未来を担う児童生徒たちに、より安全でおいしい給食を安定して供給するために、より新鮮で品質のよい食材の提供や、八千代町の農産物巨大産地ならではのメリットを生かし、単価を抑えながら、より多くの食材の提供をお願いしていきたいと考えております。

今後、限られた材料費の中で地場産物の活用割合を上げていくためには、特に食材提供者を初め、生産者に児童生徒が食べる学校給食の食材であることを理解していただくなどの働きかけを行っていきたくと考えております。

続きまして、給食費補助の拡充につきましてでございますが、現在町では給食向上助成事業という形で、年間1人当たり5,150円を助成しております。助成の拡充につきましては、食材費の高騰を初め、財源やほかの事業の進捗状況等の問題もありませんが、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 生井俊一君登壇）

総務部長（生井俊一君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

納税組合維持管理補助金にかわる行政区への補助金をのご質問でございます。町では、第4次八千代町行政改革大綱及び八千代町第3次行財政集中改革プランの基本方針を踏まえ、行政改革に取り組んで歳出の抑制を図っているところでございます。そのような中で、平成29年度に270組合の納税組合に対しまして、納税組合活動の現状の把握のため、アンケート調査を実施いたしました。アンケートの調査結果では、個人の課税情報の情報漏えいに対する危機感が高いこと、さらに約84%の納税組合が納付書を配布するだけの組織であることなどのアンケート調査の結果を踏まえ、また県内の他市町村の納税組合廃止の動向を踏まえまして、総合的に勘案しまして、納税組合を廃止するとともに、納税組合維持管理補助金制度が廃止の運びとなったものでございますので、納税組合に関する新たな補助金等の創出は困難な現状であると考えております。現在、納税者の利便性の向上のため、口座振替制度、コンビニ納付等を奨励しているところではございますが、社会を取り巻く環境が変化する中で、納税者の利便性の一層の向上のため、社会変化に柔軟に対応した納税制度の検討を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長兼都市建設課長 木村和則君登壇）

産業建設部長兼都市建設課長（木村和則君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

浄水場南側の街区公園の整備についてというご質問でございますが、ご質問の街区公園とは、八千代中央区画整理事業の第1工区内にある5カ所の街区公園のうち、（仮称）4号公園でありまして、街区公園の中で最も大きい公園であり、敷地面積は7,000平方メートルでございます。現在は、八千代土地改良区が事務用地として、また都市建設課では資材置き場として敷地の一部を使用しており、また夏祭りや秋祭りなど各種イベントの際には臨時駐車場として使用しております。

当町における近年の街区公園の整備実績といたしましては、平成29年度、30年度の2

カ年におきまして、整地工事及び外周フェンス等の整備が完了している1号公園から3号公園に防犯灯を兼ねた照明灯を合計で6基整備しておりますが、どの公園にどのような施設を配置するかは現在も未計画の状況でございます。

町といたしましても街区公園の整備につきましては、区画整理事業の第1工区の進捗率が9割を超えていること、また住宅も増加し、市街地として形成されてきていることから、子どもたちが安心して遊べる場所、近隣住民の憩いの場所、また地域コミュニティー醸成の場所として生活に潤いを与えてくれる大切な施設であり、早期に整備が必要な施設であると認識しております。

限られた財源の中で整備を進めていくためには、街区公園全体を見据えた整備計画を立案し、効率的、効果的に事業を進めていく必要があること、また公園施設の整備においては、当初の整備費用だけでなく、除草や樹木の剪定作業、また施設及び遊具の適切な維持管理費用などのランニングコストを含めた総合的な議論が必要なことから、区画整理事業の進捗状況を見据えながら、他の公園も含めた中で街区公園全体の整備構想を検討してまいりたいと考えております。

今回の質問にあります4号公園の整地工事及び外周フェンスの設置費用につきましては、2015年3月の答弁にもありますとおり、概算ではございますが、1,000万円程度と見込んでおります。当面は、1号公園から3号公園のように、施設が整備されるまでの準備段階としまして、4号公園においても広場としての公園利用を視野に入れた整地工事及び外周フェンス等の設置を優先して整備していけるよう予算確保に努め、また、この場で明確な時期はお答えできませんが、早期の実現ができるよう目指していきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

子どもの保育料無償化につきまして、また10月からの保育料の無償化に伴って不要となる町独自の財源はと、ゼロ歳から2歳児に対する保育料の無償化についてでございますが、ただいま担当部長が答弁したとおりでございます。保育料や園の給食費等を経常的に町が助成して、保護者の皆さんの負担軽減を図るためには、安定した財源を確保す

る必要があります。したがって、財源の確保が見込めた段階で検討させていただき、少しずつ助成額をふやしていきたいと考えているところでございます。

何とぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 議長より許可をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

今町長のほうから財源の確保が必要という答弁がありました。先ほど担当部長からは、私の質問に対して2,688万円というお話がありました。これは、これまで保育費を国基準を前提として考えた場合であって、多くの自治体で国基準に独自の財源を上乗せして、実際に保護者から徴収しておりました、これまで。それで、国が無償化をすることによって、その独自に上乗せして保護者から徴収していた部分、それが先ほど部長から答弁があった2,688万円ではないかというふうに解釈をいたしました。これによって低所得者を中心に副食材料費などが負担になるという可能性がある。その世帯についてのどのぐらいの世帯が給食費の負担をしなければならないのかということはまだ具体的にはお答えいただけていないので、それと世帯に対しての給食費の補助、それがどのぐらい必要か。先ほど上乗せしていた部分は2,688万円とお聞きしたような気がしますが、どのぐらいあればその給食費の負担増になる部分が町で補助できるのかということをお聞きをしたいと思います。

それと、ゼロ歳から2歳児については、町長の公約でもありまして、保育料の無償化を目指すということだと思っております。今回保育料の無償化が究極の町の施策であるとは思いますが、ゼロ歳から2歳児に対しての給食費の保護者負担になる部分があるので、これに対しても免除、減免、あるいは軽減ということが先ほどの答弁の中にはなかったものですから、そちらもお聞きをいたします。

来年の4月からまた自治体が4分の1負担ということもありますので、その辺の兼ね合いもあると思いますが、今回給食費が負担となる世帯があるのではないかとということで、それに対しての補助、減免、それから軽減ということについてももう少し答弁を詳しくいただきたいと思っております。

それから、先ほど給食センターの問題では、地場産についての拡充を前向きに検討す

るということで答弁をいただきました。53%というお話がありました。地場産を拡充するために、さまざまな検討を今後重ねていただいて、できるだけ多くの地元産の食材を活用するというをお願いをしたいと思います。

また、給食費の補助の拡充については、先ほど答弁をいただいていたような気がしますが、これは給食費については今町で年間5,000円の助成ということでありますので、今子どもの貧困が非常に問題になっておりますので、少しでも助成をふやしていただきたいと思います。

それから、納税組合維持管理補助金についてですが、これは税制制度のあり方を検討するというご答弁でしたけれども、私が質問しているのは納税制度ではありませんで、納税組合制度そのものはもうどこの自治体でも行っておりませんし、八千代町で廃止ということは、もうそれは仕方のないことだと思いますが、それで組合が納税組合奨励金という形でこれまでは受けていたものがなくなるわけですから、その補助金について活用していたものがなくなるわけですから、それにかわる補助金という何らかの行政区に対する補助ということを確保すべきではないかということで質問をさせていただいたわけです。地域の活性化、発展こそが町発展のかなめであると思います。活力あるまちづくりを目指す町長におかれましては、具体的な対策をご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、町の区画整理事業内の公園についてですが、先ほど整備費1,000万円ほどということでしたが、私3年前に質問をしているわけです。それで、立案を計画するという答弁をいただいておりますが、先ほども立案を計画するという答弁でありました。それは、どういうふう到现在まで検討されたのか。そして、いつごろになるのかということをお聞きしたわけですが、見直しをお聞きをいたします。

以上で再質問を終わります。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 5番、大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたが、10月から翌年3月までで町単独で補助していた分でございますが、2,688万円が、概算でございますが、負担しなくて済むということでございまして、副食材料費として約3,000万円あればそこが免除できるのかなというような、あくまで概算でございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、副食材料費免除される方ですが、3歳から5歳児に関しましては117名の方が該当しております。ゼロから2歳児につきましては、360万円以下の住民税非課税世帯の方が何人いるかちょっとわかりませんが、先ほど申し上げました非課税の方が11人ということでございますので、11の方が免除になるのは確実でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 青木和男君登壇）

教育次長兼学校教育課長（青木和男君） 議席番号5番、大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

地場産物の活用状況につきましては、先ほど申しましたように、非常に低い状況となっております。既に、先ほども申しましたように、活用をどうしたらいいかということで検討してございます。引き続き努力して活用状況を上げたいというふうに考えてございます。

あと、給食費の補助の拡充につきましては、先ほども申しましたけれども、食材費の高騰を初め、財源、その他の事業の進捗状況等の問題もありますが、前向きに検討してまいります。

以上でございます。

議長（上野政男君） 秘書公室長。

（秘書公室長 青木喜栄君登壇）

秘書公室長（青木喜栄君） 議席番号5番、大久保弘子議員の再質問に対しまして、私のほうから答えさせていただきます。

行政区へ対しまして補助金をというご質問でございますが、補助金ということではございませんが、現在各行政区に対しまして、地域連帯意識の醸成と自主的、民主的活動の推進を図り、その健全な発展に資することを目的といたしまして、運営費といたしまして行政区運営交付金を支出しているところでございます。こちらにつきましては、八千代町行政区運営費交付規程により決められておりまして、これに基づきまして交付をするものでございます。運営費の額につきましては、均等割額に戸数割と集落センター等維持費を合算したものになります。したがって、均等割額が1行政区13万円、戸数割が1戸当たり2,500円掛ける戸数ということになります。さらには、集落センター等維持費につきましては戸数によって分けられておりまして、戸数100戸未満の行政区につ

きましては3万円、100戸以上の行政区につきましては2万円というふうになってございます。

なお、本年度の予算額につきましては2,339万円を計上しているところでございます。

以上、現在の行政区への対応について申し上げましたが、先ほど総務部長からもございましたとおり、新たな補助金につきましては現在のところ難しいものと思われまして、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

5番（大久保弘子君） 議長より再々質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきますか。

子どもの保育料の無償化についてですけれども、先ほど担当部長より答弁をいただきました。3歳から5歳までの子どもでは117名、ゼロ歳から2歳では11名ということでしたが、およそ3,000万円の予算が必要ということでしたけれども、浮く金額については2,688万円ぐらいいくのではないかというお話でした。例えば副食材料費について、全額免除でなくても半額免除ということも考えられるのではないかと思います。半額免除でしたら1,500万円程度あればできるのではないかと思います。先ほど浮く財源が2,688万円ということで、できれば町の努力で3,000万円全額免除をしていただきたいところですが、半額免除でしたら1,500万円あればできるものだと思います。免除についてのご答弁、お願いをいたします。

それと、先ほど納税の運営交付金とかいろいろ現在の状況をお聞きいたしましたが、納税組合制度がなくなったことによって、どのぐらいの補助金が町として浮いたのか、それを活用するということはできなかったのか、そこをお聞きいたします。

再々質問は以上です。ご答弁をいただいて、質問を終わらせていただきたいと思いません。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 5番、大久保弘子議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました2,688万円につきましては、本年度のみの国が負担してくれるという額でございまして、令和2年度以降につきましては、町についても相応の負担がありますので、先ほど町長が答弁されたとおり、財源が確保でき次第、徐々に検討してい

ただくということで町長の答弁をいただきましたので、ご了解をいただきたいと思いません。

以上でございます。

議長（上野政男君） 以上で5番、大久保弘子議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入れかえを行います。答弁関係課長の入退場を許可をいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） はい。

5番（大久保弘子君） 先ほど納税組合についての質問の中で、これまで納税組合維持管理補助金が廃止になったことによって、どのぐらい財源が浮いたのかということをお聞きしたのですが、その金額についてお聞きいたします。それをまだ答弁いただいていないので。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 生井俊一君登壇）

総務部長（生井俊一君） 議席番号5番、大久保弘子議員の再々質問にお答えいたします。

補助金制度的なものが廃止になってどれだけの歳出が抑えられたというふうなご質問かと思えます。金額で申し上げますと960万円程度でございます。平成28年度につきましては、1戸当たり2,600円程度の補助金額でございました。全体的には960万円程度の歳出の削減となったものでございます。

答弁は以上でございます。

議長（上野政男君） 次に、13番、大久保敏夫議員の質問を許します。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告による一般質問をさせていただきます。

私の今回の一般質問の趣旨については2項目通告してあるわけでありましてけれども、まず第1点目、一問一答式なものですから、1つと2つに分けてということになりますので、ご了承願いたいと思えます。

通告による一般質問の中で、町長に於いてのいわば私の一般質問につきましては、先般6月の定例議会で、さきの町長選挙において違反行為があったと。そういう中で、梅

干しが存在した違反行為が、相当な時間費やされた状況が八千代町の中にあったわけですが、これについて基本的にはある人がということからいいますと、梅干しの中で、議員さん方も傍聴人の方も含めてはっきり、雲をつかむような話言われても困るということになりますけれども、この選挙の違反行為を私が取り上げた素地になるものは、この前の町長選挙において国府田親子候補が、2人がいわば起訴されたと。2人の方が不起訴になったと。そしてまた、一般の梅干しをもらった人たちは16人いたと警察は特定しているのです。その中で、いわば書類送検をされたのだけれども、不起訴にすると、こういう結果の中で物事が進んで、有罪で起訴された者については、国府田親子についてだけ公判において論議がされてきたと。先ほど申された中で、こういうことが素地にあるのです。16人が書類送検されて不起訴になったけれども、この人たちは梅干しはもらったのだと。そういう理屈になるのですが、この人たちの分布図からいきますと、野爪地区において7人、中結城地区において5人、西豊田地区において1人、地区外で3人と。16人がこの公判において維持されてきた証人の中で、国府田親子において出された結論が先般、ご承知のように、罰金50万円、公民権停止5年と、こういう形で物事が進んできたというわけです。

私が谷中町長にお聞きしたのは、当時谷中町長も候補者の一員で予定された人間だったろうと思いますけれども、野爪地区の、あえて私が言ったのは、同級生のほうからアドバイスをしてくれと依頼を受けたときに、そのときに、その過程の結果として、谷中町長がそのことについて自分で警察のほうに連絡をしたことがあるかどうかと、こう私は聞いたわけでありまして、しかし結論としては、谷中町長においてはそういうことをしたことはありませんということで、この前の町報にも載せてありますように、なっているわけではありますが、そのことに変わりがないのかどうか、その1点だけお聞きします。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 議席番号13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えいたします。

さきの町長選挙についてでございますが、本年1月の選挙では多くの町民の皆様を初め各方面の方々から力強いご支援と格別のご厚情を賜り、初当選をすることができたものと思っております。その選挙から早くも7カ月半が過ぎ、皆様からいただいた8,000票

を超える期待の大きさと町政を担うという責任の重さをひしひしと感じながら町政運営に当たっておるところでございます。また、任期中、第5次総合計画が終わり、第6次総合計画の策定と目まぐるしく仕事も進んでいっているところでございます。

ご質問にございました件につきましては、前にお答えしたときと同じ、そういうことは一切ございません。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 時間が限られておりますし、あと消防関係もありますので、どこまでの時間でいけるかわかりませんが、お話を続けさせていただきたいと思っております。

これから、町長、よく聞いてください。私が十数度にわたる水戸地方裁判所で傍聴した中で起きた出来事なのです。先ほど言った野爪地区においては7人が該当者になった。この7人の中において、これは私いろいろ迷っている部分はあったのです。それは裁判で起きて、公判廷で生きることですから、どなたにも聞いていること、あるいはまた聞いたことをよそへ漏らしてはならない。ABCだと、そういう理屈のものではありませんので、あくまで本議会場でやっているわけでありますから、実態に基づいた中で質問して、随時やっていきたいと思っております。

そうしますと、水戸地方裁判所において、国府田利明、利実親子が罰金50万円、公民権停止5年の判決を受けた下地にあるものは、基本的には公判廷において、裁判長のもとにおいて、検事、弁護士、証人十数人がやった中で、その証人に基づいてつくられた出来事なのです。そうしますと、野爪地区の中において7人の方がおられる。姓は、湯本姓が4人、大久保姓が3人。谷中町長の同級生である湯本栄氏が証人に立ったときに、おやさんも立ちましたけれども、そのときおやさんが梅干しを受け取ったと。それを受けてせがれさんは、そのままにしておけと言って、そのうち周りにいるあと3人の湯本さんの2人の方からそれがまた寄せられてきて、そこへ集められて、それをどうしたらいいかということで、谷中現町長、当時の谷中聴立候補予定者のところに電話をしましたら、それは私のほうから届けるからいいということで届けられた梅干しの話を受けて、これは去年の11月24日の出来事でありますから、私の頭の中に入っていますから書類見なくてもできるわけですが、そういう中で次の日に湯本栄氏のところに2人の警官が来て、こういうことがあるのだけれども、間違いはないのか。いや、こういうことだ、こういうことだ、こういうことだと言って、物事が進んでいった、こういうこ

とになるわけです。そうすると、国府田利実も利明も有罪であって、罰金50万円の公民権停止というものは、今言った、あるいはまたその他十数人の人たちが弁護士とのちょうちょうはっしの中で裁判長が論じたことは、そこに証人が証言したことに基づいて罪状というものはつくられていくわけでありまして、それは、後にも触れますけれども、大久保司町長が無罪だ、無罪だと言って、最終的には、後で言いますけれども、そういう話になっていくわけですが、そうするともし谷中町長が今言われたように、広報で流したように、警察には私は連絡もしていないと。絶対関与していないと、こう言ったわけでありまして、湯本栄氏は谷中聡さんに連絡をしたら私のほうから連絡をするからと言って、次の日に警官が来た。そうすると、湯本栄氏は、世の中誰でもわかりますように、証人に立つときに、裁判官から、うそ偽りなく真実を述べなさいと。うそをついた場合には偽証罪というものに問われる可能性がありますので、それはとくと頭に入れてやってください、こう言われて、いわば湯本栄氏は、ではもし谷中聡君が言っていないと。そういう連絡ももらっていないということになったとすると、湯本栄氏が公判でうそをついて、いわばこの裁判を進められていったと。あるいはまた、そういう罪状もつくられてしまったと。こういうことになるわけでありまして、そういう水戸地方裁判所で起きたことのほうがうそであって、虚偽なのか。町長、それが正しいということであれば、それが実態でありますから、湯本栄氏は作り話をつくって、公判廷を乗り切ったと、こういうふうになるわけです。しかし、湯本栄氏が本当であって、町長が今言われているように、そうではない現実があったとすると、八千代町の議会、あるいはまた町民の代表である議会のことで起きてそういうことになる、町民にうそをついたと、こういうふうになるわけでありまして、そういうことでそのことが本当に間違いなく、よその人たちのことにもかかわるわけでありまして、私は何回も聞き直もしましたし、あるいはまた弁護士等々よそも含めて聞いて、間違いなく湯本栄氏がそのとおりに言ったことだと、こう述べたわけでありまして、その点について町長にもう一度お聞きしたい。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 谷中 聡君登壇）

町長（谷中 聡君） 議席番号13番、大久保敏夫議員の再質問にお答え申し上げます。

私の記憶では、警察に連絡したとかそういうことは一切していないと申し上げます。そして、まだ上告されていると聞いておりますので、今後の裁判でも明らかにされると

思いますので、私からのそれ以外の答弁は差し控えさせていただきます。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） では、町長、この問題、私が実名を挙げて言っているわけですから、私も相当な覚悟を持って言っているのです。それほど湯本栄氏というあなたの同級生は、あなたを陥れるような人間なのですか。あなたに何か遺恨を持っているのですか。高等裁判所に控訴されたようですから、そっちに委ねて私は一言も言えない。現実には、あなたはなぜここで警察に届けていないと。私は電話をしたことないと。湯本栄さんて私が申し上げるのは、私自身もよほどの覚悟を持って言っています。秋の選挙も私は控えているのだから。大久保のやろう、適当なことをしゃべって、人気とりやる気になった。そんなものではないです。人の人権が5年間の公民権停止や罰金その他のもろもろの中で、つくられた虚偽の偽証罪の中で彼らの罪状が作り上がったかどうかを私は知りたいのです。当時の立候補予定者が同級生から相談を受けたから、では気軽なつもりで話したのだと。一般人が警察になんか電話するの嫌だから、たまたま次の日に、11月の24日前後、2人の警察官が来て、野爪一带に20人もの警察官が入り込んで、7人の被疑者をつくったと。でも、私は、名前も顔も目の中に全部焼きついています。法廷ではつい立てをして、証人は全て傍聴者やマスコミにも見せないように、あるいはまた被告人も見せない中で、そういう苦しい中で証人として立っていました。それは、ある人間の、大きな人たちはほとんどあなたの支持者です。あなたに投票した人です。あなたを信じている人です。もしこのことによってあなたが言わないで、湯本栄氏が勝手に連絡して、俺の名前を出したのだと。俺がいかにも連絡して、警察を呼んだようにつくり上げたのだと。そういうふうな認識に立たないと、この問題は解決つかないわけでありまして、もしこのことによって、法廷で湯本栄氏が偽証してつくり上げたのではなくて、本当に谷中聰君に、副町長までやった俺らの同級生。誇らしい。これから町長もやってくれよ。一生懸命選挙運動もやっていたのでしょ。いろいろな名前も出てきますけれども、そういう中で、あなたも、町長の今座っている椅子に座らせるべく努力したわけです。その人がわざわざ谷中聰という同級生の名前を出して、自分は警察へ連絡したのに、谷中聰に、何ていって呼び名しているのかわからないけれども、聰と言っているのか、谷中聰君と言っているのかわからないけれども、頼んで警察のほうへ連絡してもらって、次の日に警官が2人来たと。こういう話をつくったという理屈になるのではないですか。そこまでおっしゃるのだったら、前回6月の議会で私は警察には連絡

していません。町報でも、八千代町六千何件にこれは配られて、ここにも書類ありますけれども、今も私は、前に申し述べたとおり、やっていません、こういうことです。もしあなたが自分で連絡をしていないと。湯本栄氏がつくり上げた話なのだとすることでしたらそれでいいでしょう。しかし、現実にあなたが3回にわたって、私は何も思い付きでやっているわけではないです。私も町長を2期やらせてもらって、町長選挙も5度ほどやっていますから、いい結果がないのが多かった中で、政治家たるものの一つの物事の捉え方というのを私は知っているつもりです。そういう中で、ではもしあなたが答えることが違くと。現実にはあなたが警察へ連絡したのだというふうな答えになったとき、あなたは町長おやめになりますか。教えてください。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 13番、大久保敏夫議員の再質問にお答えいたします。

私は、そういう事実はないので、やめる必要はないと考えます。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 若干愚論も含めて申し上げておきたいと思っておりますけれども、谷中町長、物事には人の生き方の中で、年功序列でなつて席を得る者。あるいはまた、違う角度で信頼を受けてなる者。あるいはまた、18歳を超えれば持っている選挙権という物すごい貴重な人の声や心をもってして場所を得る者があるのです。私は、町会議員、村会議員であろうとも、今論議されている国の大臣だろうが何だろうが、一つのものの所管する人たちの心をいただいて、そしてまたその所管のところで一つの物事を判断していくというのは物すごいエネルギーと自分自身の人間性を全面に押し出していかなければ、きょうもおられる12人の議員の席は勝ち得られるものではないのです。無競争だとか、何票とつたと、そんなのは関係ないです。無競争だって立派な人格を持ったからこそ、この14人に任せたというから物事ができるのです。そういう物事の中で、私は物すごく警鐘を鳴らさなくてはならない部分があるのです。この証人の中で、谷中町長、私は26から町会議員やりましたから、今71ですから45年間議場に座らせてもらったり、逆の立場になったり、生きてきました。私が26のときになったとき、昭和50年の補欠選挙のときにいた職員はこの中に一人もいません。それは当然湯本直議員も同じ、私よりはるかに大先輩でありますから、そういう中で生きてきたわけです。そういう中の自分の四十何年間の中で、ここに証人で来た人が、こう述べたのがいるのです。「裁判長さ

ん、八千代町というところは物、金がないと、横行しないとだめなんです」と言うのです。物、金がないとだめなのです、こう言うのです。何て言うかと思ったら、あろうことか、ある候補者はお茶っ葉と商品券で今回の選挙をやった。ある候補は現金でやった。ある候補は梅干しだ。そういうものがないと入れない町なのです、こう言ったわけです。これは町民が単なる物事の中に起きていなければならないのか。私は今回の問題で警鐘を鳴らされて、10秒ばかり席離れる。ちょっと待ってください。10秒。

平成31年の4月25日、朝日新聞にこのようなことがありました。私は、なぜ余計なことを言うのかというと、我々も自戒を込めて、あるいはまたこれから今いる12人の方々が何人また立候補して、八千代町政にかかわりたいという気持ちを持っているか私はわかりませんが、このような朝日の記事があったのです。梅干しの中で、野爪の中で起きたことを反映した形なのです。選挙のたびに400、500万円かかる八千代の町議選の常態化があったと。一つの総論の中でこう論じているのです。慣習が続いてきた背景には、こうした中では、いわば候補者には物を渡さないと投票してもらえないのではないかという不安がある。有権者に受け取らないと嫌われるのだというそんなくにも似た思いがあったと。慣習が続いてきた背景にはこうした実態を報じて、解説、提起してこなかった報道陣側や、事件化を通じて社会へ問うことができなかつた捜査機関にも原因はあるのだと。町議経験者は警察に呼ばれたことはなく、大丈夫だと思った。マスコミが取材に来ることもなく、怖くなかつたと言った。自戒を込めて、外部の目は重要だと感じた。自戒を込めてということは、報道陣も外部の目は重要だと感じた。取材する中で、候補者と有権者の双方とも多くは選挙違反だという認識は持っていた。周りもやっている。断る理由もない程度の動機であるならば、町民一体となれば慣習を絶つことは可能ではないのか。今回の事件や報道がそのきっかけになってくれればありがたいと、こう結んでいるのです。私は今回の部分の中で、犯罪者を出してしまいましたけれども、とにかく今において、八千代の平塚における事件、佐野の事件における近親者の殺傷事件等々含めると、物すごくイメージがよくない状況下にあるので、我々もその点は自戒しなければならぬ、たくさんあるのでありますけれども、ですから私は最後に、時間的に間に合う間に合わないは別として、あと一、二問の中でお聞きしたいのですけれども、町長、私が今このような質問をして、ですから地域によってこのようなことが、法廷におけるものは全て事実でありますから、裏側であるABCではないです。法廷でやるものは、報道陣であろうが、大阪から来ようが、傍聴席は定員超えなければ入ってい

られる。あるいはまた、どっち側もこっち側もあっち側も親戚だろうが気に入らない野郎だろうが誰も入ってられる。それはまたそれを聞いた人間がどこへそのニュースを、あるいはまた話をして、決して罰せられることもないし、違反でもない。公然としたものの中で物事がつくられてきた。ですから、湯本栄さんは、おやじさんが80過ぎているのだと思うけれども、その人が梅干しをもらって、栄さんが飛んできて、何だ、こうだ、ではそのままにしておけとおやじさんには言った。舌の根の乾かぬうちに、その日かその次の日に近所の湯本さんという方が、女の方らしいですけれども、名前は私は避けます。その方2人が来て、湯本栄さんにどうすればいいのだという話になって、では待っているということで、彼らの証言によると、谷中聰さん、同級生がいるから、そういうことに明るいから、アドバイスを受ける、アドバイスという言葉を使いました。アドバイスを受けるために、あれでしょうか。届けたほうがいいのか、届けないほうがいいのか。いや、そのままにしておいてくれと。俺が警察へは連絡するからと言って、湯本栄さんはそのままにしていたら、俺が届けるとか届けないとかは、谷中聰さんから連絡があったかないかはわからないけれども、次の日に警官2人が来て、こういうことがあったのだそうですかと。届け出てくれますか、ということで、それから野爪地区へ入って、何件そういうことあったかわかりませんが、証言台に立った7人でした。湯本さんという方が4人、大久保さんという方が3人、裁判所の証人に一人一人立って証言をしておりましたけれども、そのときに、私が言わんとするのは、何もそのこと罪ではないですから、単なる谷中聰という一町民であったし、町長選に出る出ないは届け出るまでは関係ない話ですから、今回の町会議員もそうです。何人も出る出ない言っていますけれども、届け出なければ町議会議員の候補者ではないのですから。そういう中で、今回そういうことを湯本栄さんという方がおっしゃられた。私は、こういうことを、谷中君というのか、町長というのか、同級生の中の呼び名であなたにそれを問いかけて、こういうふうに言ったので、来てくれたよという返事があったのか。普通ならある。俺ならある。俺らの常識ならある。あるいはまた、町長のほうから湯本栄氏に対して、俺届け出たから、あした警察へ行くかもしれないからよろしく頼むわ、こういうの私は普通の流れだと思うのです。何も恥でも何でもないですから。そういうものの中で、今回の物事の流れというものがあったのだと。私は問うているのは1点しかないのです。谷中町長がここでうそをついているのか。湯本栄氏がうそを言って、偽証して、いわば国府田利実、利明が2人来たのだと言って、警察へ届けたということが事実なのか。真実

は1つしかないです。両方あるはずないから。警官が2人、下妻警察なのか、応援に来ていた県警の人間なのかかわからないけれども、そういうことで、ただそういうことがもしうそだとすると、湯本さんが言ったことがうそだとすると、町長、事件はつくられて、有罪の部分も証言者のいわば偽証罪に当たるうその証言をされて有罪にされた、そうだと思いますけれども、そういう物事になっているのだということがあるわけでありませぬけれども、あともう一つありますから、私そのものもまた議場に帰ってこられるように、11月、町議会選挙のあれで、たまたまきょう12日なので、告示も12日、あとちょうど2カ月間で選挙が行われるわけですけれども、しかし落ちれば出てこられないただの人間でありますから、そういう物事も自分の生き方の自戒も含めて、先ほど朝日新聞に出たようなことも含めてこれから多分、今議場におられる議員さんも、あるいはまた今後出る気持ちもある方も含めた中で、私は今回の選挙はクリーンな選挙で、朝日新聞にもう一回載らないような選挙がやればいいなと思っています。

改めて町長にお聞きしたいのですけれども、先ほど答弁したとおりでよろしければ答弁は要りませぬ。もし、いや、そうではなかったということであればお答え願いたいと思います。

以上です。

議長（上野政男君） 次の質問は。

13番（大久保敏夫君） では、それでは、ただいま申し上げた件につきましては、議場におられる各立場立場の方々の中において、よく頭に入れておいていただいて、今後の推移を見守っていただきたいと。私は、もし、谷中さんに3回にわたってこの機会を与えても、私は関与していないということでもありますから、もし湯本栄氏の考え方が正しければ、あなたは即刻辞任なさってください。

さて、2つ目に入ります。町の防災無線について通告してあるわけですけれども、きょうも消防団の幹部の方々にも来ていただいているようですので、また消防団の現場へ出る長の方々も含めて、我々議会、あるいはまたいろんなその都度起きたことで、私も西南広域の消防関係の議会が八千代町から2人出て、7市町村等々の中で組んでいる岩井から、下館、あるいはまた古河、五霞含めた中で議会があるわけですが、湯本大先輩がいろんな道を開いておいてくれたものですから、今回たまたま副議長の席があいたものですから、西南広域議会の副議長ということで、先月拝命いたして、今副議長の立場でおります。そのこととは関係なく、防災無線が、基本的に我々議会はうちの中にある

のですが、防災無線で外で聞こえるわけです。子どもさんの登下校から含めて火災時もあるわけですが、これは通報者が119番をやると、基本的には水戸の消防本部に行くのだそうです。それを受けて下妻広域消防のほうに水戸の消防本部から連絡が行って、下妻広域消防のいわば下妻支部から八千代町全域に対する防災無線が流されるわけです。そうすると、八千代町に建物火災が発生しました。八千代町にその他の火災が発生しました。八千代町に車両火災が発生しました。3つ一緒に言うわけではないですから、どれかの1つを言ったとき、どのときを言ったときも各分団は出動されたい、どこどこコンビニの200メートル北側路上とか、あるいはまた佐野地域においては、この前あった火災で言えば八千代車体付近の近くとかそういうことで、各分団ということです。私が現場に行った2つ、あるいはまた聞く中では、その他の火災と車両火災は駆けつけても、広域が1台、分団が7分団行って、8台そろっても水を出さなかったわけです。今回出さなかったのです。菅谷西部で、バス停のところであった、山田電気屋さんのところであったくねの杉の木まで登り始まったので慌てて、これは水が出たようですが、これが何火災なのかわかりませんが。各市町村広域でやっていると、私はちょっと勘違いしているところあって、このやり方は7市町全部、常総だろうが坂東だろうが古河だろうが下妻だろうが八千代だろうが全部同じ形式なのかと思って勘違いしていたのです。でも、現実には各自対応はまちまち。建物火災のときは、各分団出動せよということになる。その他の火災とそれから車両火災については、連絡は一切入れないと。防災無線でも何でも入れない。広域には全部入っていますから、今回また八千代町も2,000万円先の、3,000万円近くですか、消防自動車を新しく購入されますけれども、そういう中で今回私が聞きたいのは、私は全てにおいて全分団、いわば各分団というわけですが、全分団で聞かないですが、各分団は出動せよとなるのですが、これは私は建物火災とそれから車両火災、その他の火災の出動要請というのは各市町村、町で決める。常総でも、あるいはまた坂東でも猿島とあれはまた違うとか、岩井とか。あるいはまた石下と水海道が違うという感覚があるようですから、消防団の管轄の違いであって、ですからこの件について私の考え方の中に、建物火災は全分団出動してもいいけれども、車両火災とその他の火災。分団の幹部がいるので、ちょっと言いづらい部分もあるので、議員はおかしなことと言うが、違うとかあだとか後でお叱りを受ける部分があるのですが、こういうことが根底にあるわけです。7分団については、出動して現場へ行くと、八千代町の現場の責任者というか係がいて、何分団、何分団と。何分団は放水した、何分団はしないとい

うことで、私が若いころ、前のころは、何年後に変わったかわからないけれども、現場へ来て放水をした者に対して2万円なり3万円なりをやると。放水してきた車両についてはやると。放水しない分団については上げない、こういうことがあったように私は記憶して、間違いだったらあれですが、そういうふうに私は記憶しているのです。けれども、そうすると、もう消えてしまって、行ったって水出さないで済むのだから途中で引き返した。帰って行ってしまったときも、私の知り合いもそういうことを言っていましたから、そういうことがあったのです。それではまずいということで、水出そうが出すまいが、現場へ来た分団には全て2万円ずつ出すということで、それを2万円がもっていないから、7分団来ると14万円。14万円で4回あれば、四四、十六、四一、四、56万円。損してしまったりか得したとかそういう物事ではないのです、私が言っているのは。もう明らかに消えてしまって水出す必要性がないのに、例えば帰ってきて、6時か7時と火災決めてあるならいいけれども、今から仕事に行く最中に、各分団出動せよと言われたときに、ではこのまま仕事に行くか行かないかって、多分行かないと思うのです。消防精神にのっとり。その人も、水も出す状況でもない。ただ出席簿を出すぐらいに行ったのであれば、ならば何でということになる。あるいはまた、どこから見ても、私も水口でやった車両火災で2時21分のときにあったときに24分のときに飛び起きて、すぐそばなので、2キロぐらいですから行ってみました。広域消防1台しか来ていませんでした。中一生懸命見て、それからだんだん、だんだん集まってきて、3台集まってきたとき私は帰ってきましたけれども、エンジンをあれして。そういうものの中で、分けを、あるいはまた消防の連絡場所も含めた中で、何かいい案というものがお持ちかどうか、ちょっと部長にお聞きしたいのですが。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 生井俊一君登壇）

総務部長（生井俊一君） 議席番号13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

まず、ご質問の1点目の火災発生時の出動要請についてでございます。消防組織法第20条に、「消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する」と規定をされております。さらに、八千代町消防団の定員・任免・給与・服务等に関する条例第8条において、「団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする」と規定をされております。よって、消防団員は、消防団長の指揮監督のもとに招集され、出

動をしているところでございます。

町内で火災が発生した際の消防団への出動の要請の流れでございますが、119番通報は、まず水戸市にありますいばらき消防指令センターで受け、指令センターから西南広域消防本部、下妻消防署、八千代分署に対しては、専用回線や消防無線により、八千代町消防団の本部員及び各分団の分団長に対しては、消防関係者のみが登録できるEメールや電話による火災速報が発令されます。それを受けまして、西南広域消防本部からはEメールによる火災発生のお知らせ、下妻消防署においては遠隔操作により八千代町防災無線による消防団出動要請の放送を行うという流れになっているところでございます。

ご質問2点目の建物火災、車両火災、その他火災における対応は分けるべきとご質問でございます。現在、当町では、火災の種別にかかわらず、全ての火災で消防団の全分団が出動をしているところでございます。全分団が出場するというふうなものになりましたのは、平成19年4月10日に栗山地で発生した火災において、納屋の中におさめであるトラクターが燃えている状況で、車両火災の通報がございました。当時、車両火災の場合には、消防団への出動要請は行っていなかったため、消防団は出動していません。しかし、八千代分署だけでは消火が間に合わず、火災はトラクターの焼損のみでなく、納屋まで類焼し、結果的に建物火災となってしまったという事例がございました。このことをきっかけに、町と消防団と協議をした結果、火災の種別にかかわらず、全ての火災に消防団全分団が迅速に出動し、消火に当たることになったという経緯がございます。議員ご質問のように、火災の種別によって出動の対応を分けることにより、消防団の負担軽減等が図られることも考えられますが、当町におきましては、特に車両火災やその他の火災の場合には、現場によっては火災現場から消防水利までの距離が遠いケースがあり、西南広域消防のみでは対応が難しい状況がございます。また、万が一の対応のおくれが類焼等の被害拡大につながるおそれがあること、さらに次の火災発生に備えて消防車のタンクの水を空にしてしまうことはできないこと、また消火のための放水活動と同時に充填も行わなければならないなどの理由から、火災の種別にかかわらず、全分団が出動する体制をとっているところでございます。

今後におきましても、火災発生の際には被害を最小に抑えることを最優先に考え、八千代町消防団、西南広域消防、町が一致協力しまして、万全の体制で消火活動に当たっていきたいと考えております。

ご理解のほどお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 今部長が言われたおざなりなお答えを聞きましたけれども、現実私は現場へ2度ほど行っています。1つは、出会い頭の交通事故。ラジエーターから煙が出たので火災。農協の近くでやったのは、広域消防と全分団出ていった。それから、水口の増山養鶏の2時何分にあったやつも大型車があれして、中へ一生懸命広域消防がやっている。そしたら、エンジンのオーバーフローか何かで煙が出たので電話した広域消防、分団7団全部出て行って、みんな眠いの。気がついてみれば県外。八千代町の町民ではない。私は、きょうも消防団幹部がいますので、あなた方だけの話で私の通告を受けて出したのかどうかわからないけれども、もう一回、現場にいる人たちの声をよく聞いて、もう少しましな答えを出してもらいたい。西南広域の消防会議で私も副議長やっている、八千代みたいなやり方やっているのは1つぐらいです。坂東や常総なんかは今言った車両火災、その他の火災については、広域、あるいはまたそれに類する分団だけで十分だ。みんな勤め行っているのに、とんだ話だ。そういうことで、八千代だけです。分団全部やっているという。それはまた分団の皆さん方が、そういうのも何でもあれば何でもやりますということなのかどうか。とりあえず現場の人たちと一回協議してもらいたい、消防団と。広域消防も含めてやってもらいたい。町長、答えてくれるか。部長でもいいよ。部長でいいや。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 生井俊一君登壇）

総務部長（生井俊一君） 議席番号13番、大久保敏夫議員の再質問にお答えをいたします。

消防団員の方につきましては、日頃からいろいろと消防活動、また防災関係につきましてお骨折りをいただいているところです。町といたしましても、大変感謝をしているところでございます。消防活動につきましては、消防団、また団長という役職の方もおりますので、八千代町と消防団員、また西南広域というような形の中で協議をして、よりよい方向性を導いてまいりたいと思います。

答弁は以上でございます。

議長（上野政男君） 以上で13番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

（午前10時53分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開をいたします。

（午前11時07分）

議長（上野政男君） 次に、7番、中山勝三議員の質問を許します。

7番、中山勝三議員。

（7番 中山勝三君登壇）

7番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

初めに、私は、今回質問の冒頭に、ちょっと耳なれない言葉と思われるかもしれませんが、今や世界の共通語となっていてきております。また、日本においても各機関や法人、自治体も取り組んでおりますSDGsを確認をしたいと思います。このSDGsとは、持続可能な開発目標という言葉の略称であります。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193カ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標ということでありまして、いわば地球上の全ての国と人が取り組む目標とのことです。地球のマスタープランと例えることができるということでもあります。内容としましては、簡単に申し上げますと、17の目標と169のターゲットから成っております、副題としては誰一人取り残さないとなっております。そこで、この17の目標、大見出しだけでございますが、わかりやすいので、ちょっと紹介をさせていただきます。易しく表現をされております。1、貧困をなくそう。2、飢餓をゼロに。3、全ての人に健康と福祉を。4、質の高い教育をみんなに。5、ジェンダー平等を実現しよう。6、安全な水とトイレを世界中に。7、エネルギーをみんなに、そしてクリーンに。8、働きがいも経済成長も。9、産業と技術革新の基盤をつくろう。10、人や国の不平等をなくそう。11、住み続けられるまちづくりを。12がつくる責任、使う責任。13、気候変動に具体的な対策を。14が、海の豊かさを守ろう。15、陸の豊かさも守ろう。16、平和と公正を全ての人に。17、パートナーシップで目標を達成しよう。こういう大きな17の目標があります。具体的には169のターゲットということで細かくあるわけでございますが、この1から6番までの6つの目標は、どちらかといいますと、貧困や飢餓、健康や教育、さらには安全な水など開発途上国に対する開発、支援にその重きがあるように見えます。しかし、貧困や飢餓の問題も、格差の拡大により、食事もままならない子どもたちの間

題などを考えると、日本社会にとっても深刻な課題などでもあります。7番目から12番目の目標はエネルギーの話。それから、働きがいや経済成長、まちづくりなどの目標です。開発途上国だけの問題ではなく、我々先進国の解決すべき課題であることが明確となります。13番目から16番目の目標は、持続可能な地球環境を守るために必要な気候変動、海の環境、陸の環境、そして平和と公正という普遍的な人権を守る仕組みへの目標が並べられております。そして、17番目の目標がSDGsを達成するための実施手段が明示をされているということでもあります。

既に日本では2016年の5月20日に安倍総理が本部長、そして全ての国務大臣がメンバーになりまして、第1回持続可能な開発目標推進本部会合が開催をされております。このSDGsの達成に向けて、すぐれた取り組みを行う企業や団体などを表彰する制度が2017年に第1回目が行われ、選考審査をされまして、首相から受賞を受けた団体が次のようになっております。内閣総理大臣賞が北海道の下川町と読むのでしょうか。それから、内閣官房長官賞に特定非営利活動法人しんせい、それからパルシステム生活協同組合連合会、金沢工業大学等があります。また、外務大臣賞にはサラヤ株式会社、住友化学株式会社。そして、特別賞には、吉本興業株式会社、株式会社伊藤園、福岡県北九州市、公益財団法人ジョイセフ、国立大学法人岡山大学、江東区立八名川小学校、これらのように、企業や地方自治体だけではなくて、学術団体や学校など幅広い団体が対象となっています。

地方自治体におけるSDGsは、人口減少と地域経済縮小の克服や、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立であり、SDGsの17目標は、八千代町のまち・ひと・しごと創生総合戦略や八千代町第5次、そして今後計画がなされます第6次総合計画の骨格と一致をするものであります。SDGsにつきまして、執行部の認識をお伺いをしたいと思います。

そこで、地方創生への取り組みとして、当町では八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定して取り組みをしてきております。この計画期間は、平成27年度から令和元年度の5年間ということで、今年度が最終年度に当たります。3つの基本理念と4つの将来像を目標にしております。時間の関係で中身のご紹介は省略させていただきますが、この事業を進めるに当たりまして、KPIという重要業績評価指標というものが明確に示されて、それを検証しながら進められているわけであります。そもそも創生総合戦略の第1の目的は、人口減少対策であると認識をしております。定住人口をいかに確

保できるかということであります。人口ビジョンにつきまして、目指すべき将来の方向性、そして人口の将来展望というものがまず計画をされております。この人口ビジョンの対象期間というのは2060年、すなわち41年後までを踏まえての長期ビジョンとなっているわけです。それだけ長いビジョンになりますと、私たちにはちょっと先の話だと思うかもしれませんが、しかしながら私たちの子どもや孫の時代には必ず来る20年後、また41年後であります。皆様も既に耳にされたりしていたかとは思いますが、手をこまねいて講じないでいる場合の将来的な人口ビジョンというのがショッキングな数字で発表されたのは皆様も記憶にあるかと思っておりますけれども、国立社会保障・人口問題研究所と、それから日本創成会議という2つの機関が推計を発表されました。国立社会保障・人口問題研究所の推計ですと、2040年ということで、約20年後でございます。八千代町は、現在約2万2,000弱の人口ですけれども、それが1万7,633人と。日本創成会議においては、同じく2040年では1万6,893人まで減少すると。そして、日本創成会議の推計で、2045年では既に1万5,000人を割ってくるという推計になっておりまして、国立社会保障・人口問題研究所の2060年の推計では1万3,236人と。ですから、現在の人口の約6割まで減少してくるといふ、こういうふうな推計が出されたわけでありまして、何が問題なのかと。やはり人口が減少すればあらゆる活力が失われてくるという、そこが大変問題なわけでありまして。国も地方も八千代町も例外ではないということでありまして。そこで、国の地方創生ということで、各地に創生総合戦略を立てるよという話があったわけでありまして、この戦略の中で八千代町は人口の将来展望というものを示してありまして、これでいきますと2040年には2万人程度としております。2060年には1万9,000人程度と、こういうふうな人口の将来展望をしております。大変明るい数字かなと、これでいきますと、思うわけです。社人研や日本創成会議の推計と比べると20年後でも約3,000人の差がありまして、2060年ではその会議と比べますと6,000人の差があります。それだけ八千代は人口減らないというふうな将来展望をしております。いろんな策を講ずるといふことを規定に据えて、このような将来展望をされているのだとは思いますが、いかなものかなというふうには感じております。とりあえずそこにおきまして、近年におきます八千代町の人口動態、それから外国人の方が大変多くなってきておりますので、国別の登録者数というものもお伺いをしたいと思います。

そして、八千代町の創生総合戦略は、細分化と申しますか、たくさんのいろんな取り組みをしております。総合戦略で具体的な取り組みですけれども、基本目標に対する

指標名ということで9項目、推進施策指標が49項目といたしますか、それから主な取り組み事業が96ということで、それぞれ目標を掲げて取り組んでおります。そういう中で、今回は3点につきまして、この進捗状況をお尋ねをしたいと思います。

1つは、空き家対策の進捗につきましてお伺いしたいと思います。空き家対策につきましては、町も一生懸命取り組んできておるわけですがけれども、平成28年度においては実態の調査ということで、後で答弁いただけるかもしれませんが、とりあえず341万2,800円の予算をもとに、この実態調査をされた。同じく空き家バンクの整備ということで、システム導入に126万3,600円。しかしながら、空き家バンクの整備においては、その後は検討中ということでなっております。また、空き家の利活用の推進ということでも計画策定に393万1,200円が予算化されましたが、その後は検討中ということでございまして、この進捗につきましてお伺いをしたいと思います。

それから次に、案内看板設置事業というのがございます。こちらは昨年度設置予定ということで取り組まれたようでありましたので、この内容につきましてお伺いをしたいと思います。

それから、もう一つ、防犯カメラの設置という事業名があります。こちらにつきましては、平成28年が246万9,096円、それから29年が291万9,672円、昨年、30年度が276万4,800円ということで、合計815万3,568円を予算化して取り組まれたということになっております。こちらにつきまして、現在延べで19基ということで、きのうも何人かの議員さんから、先日も町内で殺人事件が平塚のほうであった際にも、民間の方ですがけれども、防犯カメラに犯人のような方が映っていたと。そういうことで参考になったのではないかと思いますけれども、また先日も高速道路でのあおり運転なんかでもドライブレコーダーによるばつちりと証拠が残りまして捕まったというようなことでありまして、大変防犯カメラ等は犯罪に対して、また抑止の面からも有効であるということでありまして、今後も設置に取り組むというお話がございましたけれども、この防犯カメラ設置の進捗につきましてお伺いをしたいと思います。

それで、先ほど八千代町創生総合戦略も今年度までということの計画期間であるということでもあります。しかし、K P Iに対しましてなかなか全てが順調にいくものでもありませんし、今後もまちづくりのために創生総合戦略にかわるものが何かできるのか。第6次総合計画、あれは3年間でしたかね、今度やっていくようになるかと思っておりますけれども、それらとの整合性を持って、どういうふうな取り組みをしていくのかというこ

とが大事かと思えます。そこで、創生総合戦略を改定するという事も視野に入れていくようでありまして、この現戦略を改定するために、これは住民アンケート調査ということで、8月18日、投函していただくということで、3,000人無作為で抽出いたしまして、アンケート調査をお願いをしたということになっております。私のところは来なかったようですけども、それで一応アンケートの中身を私も見せていただきまして、自分なりに目を通させてもらって、大変参考になりまして、アンケートに皆さんにご協力いただければ大変中身のある有意義なものかなというふうに感じまして、今後のまちづくりには大いに役立つだろうというふうに感じました。

そこで、アンケート調査、これをお願いした状況につきまして、どういうふうに進んでいるのかをお尋ねをしたいと思えます。

1回目の質問を以上で終わらせていただきます。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私からは、八千代町のまちづくりへ基本理念にSDGsを据えるのご質問の中で、（1）、SDGsへの認識について、（3）、まち・ひと・しごと創生総合戦略の①、空き家バンクの整備の進捗、（4）、創生総合戦略改定のための住民意識調査アンケートの状況について答弁をさせていただきます。

初めに、SDGsへの認識についてお答えいたします。SDGsにつきましては、2015年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択され、誰一人取り残さないという包摂的な世界の実現を目指す理念のもと、持続可能な開発のためのさまざまな課題解決に向けた世界共通の目標であると認識をしております。17の国際目標と169項目のターゲット、具体的な数値目標でございますけれども、及び232の指標が設定されており、2030年までのSDGs達成を、途上国のみならず、先進国の政府、民間企業、NGO、自治体、個人など、あらゆる方々が関連する取り組みを積極的に進めることが求められていると認識をしております。この17の目標として、貧困や飢餓、健康福祉や教育、ジェンダー平等、水、衛生、エネルギー対策、成長、雇用、イノベーション、人や国の不平等、都市、生産、消費、気候変動、海洋資源、陸上資源、平和などの課題に対する目標や取り組みが掲げられているところでございます。先ほど中山議員さんは、17の目標

は、総合戦略、第5次総合計画の骨格と一致しているところ指摘をなされましたけれども、議員ご指摘のとおり、SDGsが掲げる目標は当町が目指しているまちづくりと相通するものがあると認識をしております。

SDGsには、経済成長、社会的包摂、環境保護の3つの核となる要素がございますが、途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の課題として、あるいは未来から我々一人一人に投げかけられた課題でもあると思います。SDGsの169項目の具体的な目標、取り組みの中には、本町におきまして既に取り組んでいる事項もございますが、今後策定をいたします八千代町第6次総合計画の中でどのように反映させていけるのかということにつきまして、調査研究、検討の上、進めてまいりたいと考えております。

国におきましては、SDGsの推進を通じて、創業や雇用の創出を実現し、少子高齢化やグローバル化の中で実現できる豊かで活力ある未来像を世界に先駆けて示していくとし、アクションプランを策定しております。このアクションプランにおける3本柱の一つとして、SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくりを進めるとしております。そして、中長期を見通した持続可能なまちづくりのため、地方創生に資する地方自治体による持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みを推進していくことが重要であることから、SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の募集を行い、平成30年度に29都市、令和元年度には31都市を選定し、そのうち特に先導的な事業を自治体SDGsモデル事業として選定しております。

また、国のまち・ひと・しごと基本方針2019におきましては、SDGsの理念を踏まえ、第2期の地方創生を進めていくこととしておりますので、八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定に当たりましても、国、県の動向を注視しながら、情報収集に努め、調査研究を行いまして、見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、空き家バンクの整備の進捗についてでございますが、茨城県内の状況を申し上げますと、現在空き家バンクを設置している自治体は31市町村でございます。また、茨城県宅建協会と協定を結び、インターネット等で民間住宅等の情報を提供している自治体が2自治体でございます。

当町における整備の進捗状況についてでございますが、八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び八千代町空き家等対策計画において、空き家バンク制度の導入について推進するとしております。本年6月には、空き家問題について庁内横断的に取り組んでいくことを目的に、関係10課の職員で構成する八千代町空き家等対策連絡会議を設置し、

その連絡会議において、空き家バンク制度の導入に向けて準備を進めていくことで、協議、決定をしております。さらに、茨城県宅建協会などの関係機関との協議、調整を行っているところでもございます。今後、宅建協会や司法書士会などの関係機関との協議を進めるとともに、所有者の意向調査や利用登録のできる物件の実態について再調査を行うなど準備作業を進め、令和2年度中に空き家バンクを整備していきたいと考えております。さらに、当町において空き家バンク制度を導入後、この制度が空き家解消の受けざるとなる実効性のある仕組みとして円滑に運用されるよう、他自治体の取り組み状況を精査するとともに、関係機関や団体との連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、創生総合戦略改定のための住民意識調査アンケートの状況についてお答えいたします。平成27年度から5カ年の計画期間で、人口減少問題の対策に取り組んできた八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、今年度、最終年度を迎えます。次年度以降に取り組む戦略の改定作業を進めるに当たりまして、住民の町に対する思いやまちづくりに関するさまざまな意見を幅広く把握するため、3本立てでアンケート調査を実施いたしました。まず1つ目は、住民アンケートとして、16歳以上の方3,000人を無作為で抽出したものでございます。設問数は29問で、町への愛着や今後のまちづくりの進め方、まちづくりへの参加協力などについてお聞きしております。住民アンケートの回収状況でございますが、8月30日時点で979件の回収があり、約33%の回収率となっております。

2つ目は、小中学生アンケートでございます。町内小学生5、6年生と中学校の全生徒を対象としたものでございます。設問数は11問で、町への愛着、住みよさ、将来の希望などについての質問となっておりますが、子どもたちにもわかりやすい表現で尋ねております。児童生徒の回収数は907件でございます。

3つ目は、児童の保護者へのアンケートでございます。町内のこども園や保育園、幼稚園に通う児童の保護者の方を対象としたものでございます。設問数は6問で、町が取り組む少子化対策及び子育て支援事業について、子育て環境満足度などについてお聞きをし、423人の保護者の方から回答をいただいております。現在、それぞれのアンケート用紙の回収が進み、集計等のまとめ作業を進めているところでございます。今後は、アンケート結果の内容を精査、分析し、改定を進める総合戦略及び今年度と次年度の2カ年で策定を進める第6次総合計画、また同じく2カ年で改定を行います都市計画マスタープランに、住民の方からいただきました貴重なご意見を反映し、新時代の令和にふさ

わしいいつまでも住み続けたいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

議員皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 生井俊一君登壇）

総務部長（生井俊一君） 議席番号7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

まず、私へのご質問の1点目でございます八千代町の人口と外国人の主な国別住民登録者数についてでございますが、外国人の住民登録につきましては、平成24年7月に外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人も住民登録が必要となったものでございます。この法改正により、八千代町に居住する外国人が住民登録されることとなりましたので、当時と現在の八千代町の人口及び外国人の登録者数につきましてご報告をさせていただきます。平成24年8月1日現在の八千代町の人口は2万3,752人で、そのうち外国人は918人、率にしまして3.9%でありました。外国人の国別の状況につきましては、当時20カ国の住民登録があり、主な国を申し上げますと、中国が533人、ラオスが96人、フィリピンが72人、ベトナムが48人、タイが39人等でございます。また、令和元年8月1日現在では、人口2万2,092人で、うち外国人は1,209人、率にしまして5.5%であります。国別の状況につきましては、28カ国の住民登録があり、中国が351人、ベトナムが217人、ラオスが114人、スリランカが112人、フィリピンが95人等でございます。

次に、ご質問の2点目でございます。防犯カメラの設置の進捗についてでございますが、防犯カメラの設置に関しましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取り組み事項に基づき、警察等の関係機関及び地域と連携をしながら、犯罪や事故の多発地域、交通量の多い主要道路や交差点等を中心に設置を進めているところでございます。

これまでの進捗につきましては、平成28年度に4カ所5基設置をいたしました。設置場所につきましては、菅谷地内で県道結城坂東線、八千代交番前に2基、町立総合体育館駐車場に1基、佐野地内におきまして、県道結城坂東線、消防団第3分団詰所に1基、平塚地内におきまして、県道若境線、消防団第5分団詰所に1基でございます。平成29年度には5カ所で8基設置をいたしました。設置場所につきましては、菅谷地内で国道125号線、菅谷交差点に2基、町民公園駐車場に2基、中結城地区公園駐車場に1基、町立中央公民館駐車場に2基、役場駐車場に1基でございます。平成30年度には、2カ所

で6基設置をいたしました。設置場所につきましては、菅谷地内で国道125号及び広域農道八千代高校入り口交差点に4基、水口地内で県道つくば古河線、水口交差点に2基でありまして、昨年度までに合計で11カ所19基の防犯カメラを設置をいたしました。今年度におきましては、高崎地内の駒城橋西側の高崎交差点に2基と今里地内の国道125号の新鬼怒川橋西側に2基の合計2カ所で4基の設置を予定しており、現在工事発注に向けて手続き中でございます。

今後につきましても、防犯体制強化のために防犯カメラの設置は有効な手段の一つであると考えておりますので、警察等の関係機関と連携を図りながら、設置拡充に努めてまいります。

また、現在、まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定を進めておりますが、その中で実情に照らして重要業績評価指標、KPIを見直し、設置拡充を図るとともに、小中学生の通学路や地域集落での危険箇所等も含めた中で、有効な設置箇所を検討してまいりたいと考えております。

以上、ご理解のほどお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長兼都市建設課長 木村和則君登壇）

産業建設部長兼都市建設課長（木村和則君） 議席番号7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えします。

私へのご質問の内容は、案内看板設置事業の進捗についてでございますが、案内看板設置事業につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられている事業計画の中で、観光の振興を図るため、本町を訪れる人のために、幹線道路沿いの町内への入り口付近に観光案内用の看板を設置するとなっております。

平成30年度の進捗状況でございますが、観光看板設置工事におきまして、グリーンビレッジ憩遊館の観光案内看板を新規に2カ所設置しております。場所につきましては、1カ所目が広域農道を坂東市から八千代町に入ってすぐに位置する株式会社エフピコ西側付近に設置いたしました。もう一カ所につきましては、広域農道と県道つくば古河線の交差点の南側付近に設置したところでございます。また、既存のグリーンビレッジ憩遊館の案内看板が設置後約20年が経過し、老朽化が進み、住民の方より見づらいとのこと意見もあったため、案内看板の新設工事に併せまして、既存のグリーンビレッジ憩遊館の観光案内看板の10カ所につきまして板交換工事を実施いたしました。また、町といた

しましても、グリーンビレッジ憩遊館の町民公園側入り口付近につきまして、案内看板が乱立している上、デザインが統一されておらず、わかりづらい状況であると認識していたところであり、今年度においてはデザインを統一した上で、メーンの看板の板交換工事及び駐車場の看板の再整備を実施することにより、グリーンビレッジ憩遊館を訪れる人にわかりやすい案内看板の整備を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、観光による交流人口の拡大や、八千代グリーンビレッジを中心とした観光振興を図るため、八千代町を訪れる人にわかりやすい案内看板の設置等につきまして検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 議席番号7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えいたします。

初めに、八千代のまちづくりへ基本理念にSDGsを据えるのご質問でございます。まずは、SDGsへの認識についてお答えいたします。SDGs、持続可能な開発目標は、誰一人取り残さないという包摂的な世界の実現を目指すという理念のもと、持続可能な開発のためのさまざまな課題解決に向けた世界共通の目標であります。17の国際目標と169のターゲットが設定されており、2030年までのSDGs達成を、途上国のみならず、先進国の政府、民間企業、NGO、自治体、個人などあらゆる方々が関連する取り組みを積極的に進めることが求められていると認識しております。

私の公約でありますいつまでも住み続けたいまちづくりにつきましても、人口減少が進んでいる状況下、誰もが幸せを感じる持続可能なまちづくりを目指すものでございます。

3つのまちづくりプロジェクトとして、働きたいまち、子どもを育てたいまち、いつまでも暮らしたいまちを掲げ、まちづくりに取り組んでおり、この中でSDGsの取り組みとも関連しているものがございますが、今後策定をいたします八千代町第6次総合計画の中でどのように反映をさせていけるのかということについて検討をし、進めてまいりたいと考えております。

また、八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定に当たりましても、SDGs理念を踏まえながら、見直しを進めていきたいと考えております。

次に、八千代の人口と外国人の主な国別住民登録者数につきましては、担当部長が答弁したとおりでございますが、今後総人口が減少していく中で、技能実習生を含む外国人登録者は増加することが予想されますが、国籍や文化の異なる人々が地域社会の構成員として、ともに生きていくことができる多文化共生社会に向けて、外国人住民が暮らしやすく、また地域住民との交流ができる地域づくり、まちづくりを進めてまいりたいと思っております。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略における空き家バンクの整備の進捗につきましては、担当部長が答弁したとおりでございますが、関係機関との連携強化、所有者の意向調査、利用登録のできる物件の実態調査などを行い、令和2年度中に空き家バンクを整備しまして、空き家の利活用を推進し、地域の活性化を図るとともに、町民が安全、安心に暮らすことができるまちづくりを進めてまいりたいと思います。

次に、案内看板設置事業の進捗状況につきましては、担当部長が答弁したとおりでございますが、さらなる案内看板等の設置につきまして検討いたしまして、観光による交流人口の拡大や八千代グリーンビレッジを拠点とした観光の振興、農業の振興を図ってまいります。

次に、防犯カメラの設置の進捗状況につきましては、担当部長が答弁したとおりでございます。防犯カメラの設置につきましては、犯罪抑止力、治安向上など、防犯体制の強化のため、重要課題であると認識をしておりますので、関係機関と連携をとりながら、場所や設置方法の検討を行いまして、設置を推進し、いつまでも暮らしたいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、創生総合戦略改定のための住民意識調査アンケートの状況につきましては、先ほど担当部長が答弁したとおりでございますが、今後、アンケートの結果を踏まえ、住民の皆様からいただいた貴重な意見を反映しながら、第6次総合計画の策定や、まち・ひと・しごと創生総合戦略、都市計画マスタープランの改定を進めてまいりたいと思いますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

7番、中山勝三議員。

7番（中山勝三君） ただいまは執行部から私の質問に対しましてそれぞれ明快な答弁をいただきまして、大変わかりやすかったです。

それで、まず1つには、人口ビジョンでございますが、先ほど平成24年度の人口と、それから外国人の主な登録者数、令和元年の人口と外国人の主な登録者数をご答弁いただきました。今後の流れというのはどういうふうになっているか注目しなければなりません。私が最初に将来展望で申し上げましたが、八千代町の人口の推移につきましては、国の機関と大分離れているということを申し上げました。この中に、今は外国人の登録者数が多数入っているわけです。そういうことで、この将来展望について、ちょっと難しいかもしれませんが、どの程度外国人の方が居住をされる、住民登録をされてくるのかというようなことを、もし分析をしている、展望しているのであれば、ちょっとそこをお答えをいただきたいと思います。していなければ、それはそれで結構ですけれども。私がつまには、外国の方の場合は、当然生活習慣や文化とか価値観の違いというのはあるわけですが、働き方とかそういうことを考えていきますと、税金、収納率とかそういうものにも影響も将来出てくるのではないかとすることも考えるわけです。特に国保などではやはり税金と、それから収納率におきましても、今でも若干問題が出ているのかもしれませんが、やはりその辺も影響が出てきたり、これは国全体の問題でもあるでしょうけれども、やはり国保の維持というものもなかなか大変なところでありまして、そここのところが影響するところも出てくるのかなというふうにも思ったりいたします。もし何かその辺考えているところがあれば結構ですが、ちょっとご答弁いただければと思います。

では、あと空き家の取り組みにつきましては、空き家バンクですから、これは先ほどご答弁いただきましたので、令和2年に空き家バンクに向けて準備をしているということでございましたので、これはこれでよろしくお願いをしたいと思います。

防犯カメラについて、昨年度で19基ということでございまして、今年度はまた2カ所に設置をしていくということであります。K P I に対しては、まだ目標50基の38%という状況でありました。これについて、これは答弁は結構ですので、しっかり進めていただきたいと思います。

また、先ほど産業建設部長からいただきました案内看板、これにつきましてはしっかり取り組んでいただいて、幹線道路からの、尾崎にはすごく八千代をアピールできるいい看板があるのです。あんな感じでできれば設置の方向があったらありがたいというふうに思います。

済みません、人口問題についてだけひとつ答弁をいただければと思います。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 生井俊一君登壇）

総務部長（生井俊一君） 議席番号7番、中山勝三議員の再質問にお答えをいたします。

外国人登録の将来の展望についてのご質問でございます。外国人の技能実習生が増加することは予測をしておりますが、将来の展望につきましては今の段階ではないという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 以上で7番、中山勝三議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

議長（上野政男君） 次会は、あす午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 零時06分）